

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-1	1	1	(1)				本施設は横浜市下水道局殿の共通仕様書適用外と 考えてよろしいですか。	施設・設備の安全性を考慮し、各種法令及び公 募要項等に示した条件を満たせば、必ずしも適 用の必要はありません。
水準-2	2	1	(2)	ア	(ウ)	b	消化ガスの最低供給量は15年度実績の月間最低 使用量が12ヶ月連続した場合を想定しておりま すが、実際季節的な変動が顕著に起こるデータ傾 向から判断して、想定した条件は非現実的である と考えます。例えば、消化ガス発生量が低下する 夏から秋に掛けての4ヶ月間の月平均が12ヶ月間 連続することを最低供給量と想定するなど、より 現実的な条件になるようご検討をお願いいたしま す。また、この最低供給量は消化ガス供給量の大幅な変動の目安となると理解してよろしいです か。	最低供給量が消化ガス供給量の大幅な変動の目 安になると理解して頂いて結構です。
水準-3	2	1	(2)	ア	(ウ)		第1回目の質問回答におきまして、「市殿が消化 ガス供給の義務を負って頂けませんか」との質問 に「供給義務は負いませんが、大幅なガス供給量 の変動に対しては、PFI事業者と横浜市との協 議により対処するようにしています」とのご回答 を頂きました。この回答におきまして、「大幅 な」ガス供給量の変動とございますが、具体的に 何割、もしくは何m3変動しましたら協議に応じて 頂けますでしょうか。 事業性を確保する為にも必要な要件ですので、ぜ ひご教示をお願い致します。	大幅な変動の目安として、業務要求水準書の想 定日最大使用量が30日間継続した場合の月間供 給量を上限、消化ガス最低供給量を下限とし て、想定しています。
水準-4	3	1	(2)	イ	ウ		商用電源停電時の電力および温水供給条件を提示 願います。	商用電源停電時に発電機の保護のため一時的に 電力および温水供給が停止することはやむを得 ないと考えます。ただし、停電が長時間におよ ぶ場合には、速やかに発電機を自立で起動さ せ、運転可能な発電機を全台運転してください。 また、これに必要な負荷分担装置を設置し てください。(自立で起動とは、外部からの電 源がない状態でも、圧縮空気、直流電源等で発 電機が起動できること。)温水供給は、設備に 支障がない限り通常どおり供給して、北部汚泥 処理センターの処理システムに影響を与えない ようにしてください。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-5	3	1	(2)	ウ	(ア)		設備更新時には全停電が必要となりますが、この時の温水供給の許容停止時間を示していただけますでしょうか。	ガス発電設備等の更新工事の切替えに伴う停電は、出来る限り短時間で行ってください、この時の温水供給停止可能時間は実績値として、夏場8時間程度と考えています。この時間は、外気温(四季)により変化しますので、以前お渡ししている温水循環ポンプ運転時間の資料を参考にしてください。
水準-6	3	1	(2)	ウ			温水供給について、業務要求水準書記載の供給水量および供給温度条件を常時満足させる必要があるでしょうか。 年間の消化ガス最低供給量(950万Nm ³ /年)以上の場合でも、短・中期的にガス量が減少した場合や、オキシダント注意報等で運転調整を行っている場合など、常時条件を満たすのが困難な場合について考慮いただけないでしょうか。	ご質問のような事態は、契約書(案)修正予定に規定されている、電力供給の全部又は一部が停止したときに事業者が免責されるケースに該当すると考えられます。
水準-7	4	1	(2)	ウ	(イ)	b	消化タンク加温用温水の供給温度として「70℃以上」とありますが、公募要項等に関する質問・意見(第1回)の回答N0水準-21においては、「温水槽の温度管理は65~70℃を厳守してください」とあります。回答書を正とし、供給温度は65~70℃に修正と考えてよろしいでしょうか。また、温水戻り温度60℃以上の修正はあるのでしょうか。	ご指摘の通りです。戻り温度に関しては、消化タンクが適切に加温でき、かつ発電システムの性能を損なうことがないように設定してください。
水準-8	4	1	(2)	オ	(イ)		「送電端力率は～」という表現がありますが、これは発電機単体の発電遮断機の2次側の力率のことを指していると解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
水準-9	4	1	(2)	オ	(イ)		「送電端力率は85%以上とすること」という表現がありますが、これは個々の発電機の送電端力率が85%以上であることを指しており、どれか1台が85%を超えている、あるいは平均が85%を超えている、ということではないと考えてよろしいでしょうか?	ご質問のとおりです。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-10	4	1	(2)	カ	(ア)		<p>「横浜市が指定する場所に必要な設備を建設することにより引き込みを行い～」とありますが、ガス発棟内の管理区分が不明確なものとして、</p> <p>①ガス発棟400V建築付帯設備（給排気ファン類）</p> <p>②ガス発棟400V建築動力</p> <p>③照明分電盤以下の建築照明電力</p> <p>が考えられます。これらの管理区分については以下の考え方でよろしいでしょうか？</p> <p>①建築付帯設備運用に関する費用は横浜市様負担とする</p> <p>②建築動力に関する費用は横浜市様負担とする</p> <p>③建築照明電力（壁コンセント等）は横浜市様負担とする</p>	原則、事業者の負担とします。
水準-11	4	1	(2)				<p>下水処理水を冷却水等に使用した場合、放流水の水質基準の範囲内の水質であれば、放流可能でしょうか。その場合、当該水量には下水道使用料金はかからないものと考えてよろしいですか。</p>	使用した処理水等の汚水はセンター内の汚水管または公共下水道に排水してください。この場合は条例に定められた下水道使用料金ががかかります。
水準-12	6	2	(4)	イ	(イ)		<p>空調用温水供給システムのフロー図（取り合い情報含む）をご教示ください。</p> <p>空調用に温水を供給する場合、使用済み温水は100% 50号用復水槽に戻ると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>システムフロー図には有りませんでした。10～40号用蒸気ヘッダーから空調用熱交換器へ蒸気を供給しています。蒸気は10～40号用復水タンクへ戻っています。50号用蒸気ヘッダーから空調用熱交換器へ蒸気を供給できませんが、50号用復水タンクへの戻り配管はありません。これにより空調用熱交換器で温水を作り、冷暖房に利用しています。取り合いは空調用熱交換器取り込みフランジ（パッキン・ボルト・ナット含む）までを事業者管理とします。上記を記載したフロー図を関心表明者に提示しますので、参照してください。</p>
水準-13	6	2	(4)	ウ			<p>ご要求の消化ガス分岐工事は事業範囲外での工事となるため、原則として下水道局殿の仕様（基準）にて施工されるべきものと考えられるため、横浜市殿にて実施頂けませんでしょうか。</p>	提案の内容によって分岐工事の方法も変化することを想定しており、事業を進めるに当たって最適な分岐工事を行うことができるように、事業者側に当該工事をお願いすることとしております。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-14	6	2	(4)	エ			汚水排水は、公共下水道に適合する水質で放流する予定ですが、適合を証明するために、連続的に水質を監視する装置を設置する必要がありますでしょうか。定期的な手分析で対応可能でしょうか。	優先交渉権者決定後、事業予定者自ら排水する汚水の水質を明らかにして、関係部署と調整してください。
水準-15	8	3	(1)	ア	(イ)		更新対象外既設発電設備の運営・維持管理期間として「当該設備償却期間終了日まで」とありますが、平成29年3月31日以降に50号機を運転・維持管理することおよび関連費用の支払いは認められるのでしょうか。	ご質問のような提案を否定するものではありません。また、料金設定の際に当該費用分を含めて提案いただくことも可能です。ただし、平成29年3月31日以降は、50号機故障時等の費用はすべて事業者側の負担とさせていただきます。
水準-16	8	3	(3)	ア			市の負担で行う大規模修理は「建築物修繕措置判定法」の記述に準ずる、とありますが、当該記述では「建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。」と記載されており、大規模ではない補修でもかなり大きな補修を含むと考えざるをえません。そうであるならSPCが行わなければならない補修の内容をご指示ください。	市と事業者の協議により決定致します。
水準-17	9	3	(5)	ア			「1年間大規模改修を伴わずに施設が利用可能な状態で」とは、事業終了前に横浜市の検査を受け、指摘に基づき事業者の責で改修をする必要性があるのでしょうか、それとも事業者が、誠意をもってご要求の管理水準で維持すれば、指摘に基づく改修の義務はないと考えてよろしいのでしょうか。	事業者は契約終了前に市の検査を受け、指摘があった場合にはそれに基づいて改修する必要があります。
水準-18	10	4	(1)	イ			オキシダント注意報に伴う出力調整にて、消費ガス量が減少し、安全燃焼を併用しても消化ガスタンク圧力が過昇に至るリスクが考えられますが、どのような対応を考えればよろしいでしょうか。また、これまでの対応実績をご教授お願いします。	リスクに対しては事業者側で必要な対応をしてください。これまでの対応として、前日の天気予報により、オキシダント注意報が予測される場合は、低圧ガスホルダ及び中圧ガスホルダのガス貯留量を発電等に用いて減らしておき、出力調整で余った消化ガスは貯めるようにしています。なお、安全燃焼装置は使用していません。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-19	10	4	(1)	イ			オキシダント注意報に伴う出力調整にて、温水供給がショートする場合は、許容されると考えてよろしいでしょうか。	契約書(案)修正版の規定に基づいて、料金減額の有無が決定されます。
水準-20	10	4	(1)	イ			オキシダント注意報の発令月の実績をご教示願います。	神奈川県環境科学センターのホームページ(http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/haturei/)にて閲覧可能です。
水準-21	10	4	(1)	イ			今回の設備更新に伴い、オキシダント注意報に対する発電制限の見直しは無いのでしょうか。	見直しの予定はありません。
水準-22	10	4	(1)	イ			神奈川県大気汚染緊急時措置要綱によれば、光化学オキシダント注意報発令時には、主要ばい煙排出者であれば、原則として燃料使用量の20%減とわられています。10%の出力調整とは、どのような解釈によるもののでしょうか。ご教示下さい。	神奈川県の担当部局に、光化学オキシダント緊急時措置等実施計画届出書を提出し、協議の結果10%の削減となっています。
水準-23	10	4	(1)	イ			光化学オキシダント注意報発令時の10%出力調整は、既設発電設備及び汚泥センター内の他の施設との状況を勘案し、神奈川県の担当部局との協議により、その対策方法が決定されているものと思われませんが、新施設についても、同等の対策(出力10%調整)にて対応可能と考えてよろしいですか。	新施設の光化学オキシダント注意報発令時の措置については、神奈川県の担当部局との協議により、その対策方法は決定されますが、原則として燃料使用量の20%減もしくは、それと同程度の効果を有する措置をとることとなります。
水準-24	10	4	(1)	イ			光化学オキシダント注意報発令時の、既設発電設備、消化ガスタンク、ガスホルダー等、現状実施している具体的な運転方法についてご教示下さい。	対応として、前日の天気予報により、オキシダント注意報が予測される場合は、低圧ガスホルダ及び中圧ガスホルダのガス貯留量を発電等に用いて減らしておき、出力調整で余った消化ガスは貯めるようにしています。なお、安全燃焼装置は使用していません。
水準-25	10	4	(1)	ウ			排ガス分析装置がPFI事業者の管理となる場合、20年間の事業期間内に分析装置の更新が必要になると思われます。この更新費用についてご教示願います。	排ガス分析装置の更新が必要となった場合は、PFI事業者が更新を行ってください。なお、排ガス分析装置は平成14年度に稼働し、国の耐用年数(排ガス分析計)は10年です。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-26	10	4	(1)	ウ			平成13年度に設置の既設排ガス分析装置は、今回工事の更新対象とはせず、既設を流用するというところでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 ただし、上記「水準-25」の回答にあるように、事業期間内に更新が必要となった場合は、PFI事業者が行ってください。
水準-27	10	4	(1)	ウ			排ガス分析装置の信号は、直送で中央記録計盤を経由してデータ伝送装置（テレメータ）に入力されていますが、中央記録計盤は今回工事の更新対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
水準-28	10	4	(1)	ウ			PFI事業者の維持管理対象には排ガス分析装置の信号が取り込まれている中央記録計盤は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
水準-29	10	4	(1)	ウ			排ガス分析装置がPFI事業者の維持管理対象となるかどうかをご教示願います。	排ガス分析装置の維持管理はPFI事業の対象範囲としています。
水準-30	10	4	(1)	ウ			排ガス分析装置がPFI事業者の維持管理対象となる場合、維持管理に必要となる項目をご教示願います。	維持管理の内容は、過去の委託設計書の特記仕様及び交換部品表を関心表明者に提示しますので参照してください。
水準-31						別紙3	共通設備は更新可能と考えてよろしいですか。	ご質問のような提案を否定するものではありません。ただし、耐用年数到来前の設備については国庫補助の対象にならない、もしくは設置工事時に受け入れた国庫補助の返還を求められる可能性がありますので、事業者側でよく調査し、上記リスクを勘案したうえで更新する設備を決定してください。
水準-32						別紙12	盤内付帯電源等の100V電源の供給先を御教示ください。必要に応じてケーブルを事業者にて敷設する必要がありますか。	供給先は、盤内照明、コンセント等です。事業範囲内において事業の支障となる場合は、ケーブルを敷設する必要があります。